

私費外国人留学生用

令和8年度入学料免除、授業料免除等の
申請手続きについて

< 目次 >

1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の手続きについて……………P3
2. 授業料免除の手続きについて……………P4
3. 申請書類の提出について……………P6
4. 申請書類記入上の注意点……………P7

◎入学料免除及び入学料徴収猶予

[申請期間]

- ・ 4月入学者) 令和8年 月 日～ 月 日
- ・ 10月入学者) 令和8年 月 日～ 月 日

[結果通知]

- ・ 4月入学者 5月中旬(予定)
- ・ 10月入学者 11月中旬(予定)

◎授業料免除

[申請期間]

(前期)

- ・ 4月入学者 令和8年 月 日～ 月 日
- ・ 在学生 令和8年 月 日～ 月 日

(後期)

- ・ 10月入学者 令和8年 月 日～ 月 日
- ・ 在学生 令和8年 月 日～ 月 日

※ 申請期間を過ぎた後は、申請書類の受付は行いません。

※ やむを得ない事情により、申請書類に添付する書類を申請期間内に揃えられない場合は、事前にその旨を申請受付窓口へ連絡し、指示を受けること。

[結果通知]

- ・ 前期 6月下旬(予定)
- ・ 後期 12月下旬(予定)

※手続きの前に

政府派遣留学生や他の財団の奨学生で、奨学金として入学料及び授業料相当額が支給される者（入学料または授業料に用途が限定された奨学金等を受給する場合）については、入学料免除及び授業料免除は申請できません。

1. 入学料免除及び入学料徴収猶予の手続きについて

(1) 入学料免除の対象者

次のいずれかに該当する者。

- ① 大学院に入学する者（研究生、聴講生等として入学する者を除く）、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 2025年4月1日（※10月入学者は、2025年10月1日）以降に、学資負担者が死亡した者、又は入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- ③ 上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者
- ④ 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると学長が認める者

(2) 入学料徴収猶予の対象者

大学院に入学する者（研究生、聴講生等として入学する者を除く）で、次のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 2025年4月1日（※10月入学者については、2025年10月1日）以降に、学資負担者が死亡した者、又は入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
- ③ その他やむを得ない事情により、納付期限までに納付が困難と認められる者

(3) 申請について

入学料免除を申請する者は、「令和8年度前期授業料免除等申請書（留学生用）」を記入し、提出書類（証明書等）を添付のうえ、申請受付窓口へ提出してください。

また、入学料徴収猶予も併せて申請してください。入学料免除申請と入学料徴収猶予申請を併せて行うことで、入学料免除の選考の結果が不許可もしくは一部免除となった場合、続けて入学料徴収猶予の選考を行い、選考の結果、徴収猶予について許可された場合は、2026年8月末（※10月入学者の場合は、2027年1月末）まで入学料の納付が猶予されます。

(4) 免除の額

入学料免除選考の結果、全額免除もしくは一部免除が許可された場合は、入学料の全額もしくは一部を免除します。

(5) 選考結果の通知

入学料免除の選考結果は、申請書類提出時に交付する受付番号で学内掲示板に掲示するとともに、九工大メールアドレス宛にメールにて通知します。申請時に交付された受付番号は、紛失しないよう、十分注意してください。

なお、入学料については、選考の結果、不許可もしくは一部免除となった場合、納付額を記載した納付書をお渡します。速やか（通知を受けた日から14日以内）に納付してください。（所定の期限内に入学料を納付しなければ除籍となりますので、十分注意してください。）

2. 授業料免除の手続きについて

(1) 授業料免除の対象者

大学院学生（研究生、聴講生等として入学した者を除く。）で、次のいずれかに該当する者

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 授業料の各期の納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ 上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者
- ④ 強い社会的要請又はその他の理由により、特段の配慮が必要であると学長が認める場合

※ ただし、進級できなかった者又は修業年限を超えて在学している者（病気、留学など特別な事情があると認められる場合を除く）は、①～④のいずれかに該当しても免除の申請対象にはなりません。

(2) 授業料免除の申請

授業料免除の申請を希望する場合は、「令和8年度前期授業料免除等申請書（留学生用）」を記入し、提出書類（証明書等）を添付のうえ、申請受付窓口へ提出してください。

後期授業料免除の申請は、後期授業料免除の申請期間に受付を行います。

(3) 免除の額

授業料免除選考の結果、全額免除もしくは一部免除が許可された場合は、授業料の全額もしくは一部を免除します。

(4) 選考結果の通知

授業料免除の選考結果は、申請書類提出時に交付する受付番号で学内掲示板に掲示するとともに、九工大メールアドレス宛にメールにて通知します。申請時に交付された受付番号は、紛失しないよう、十分注意してください。

なお、授業料免除選考の結果、不許可もしくは一部免除となった場合は、指定する期日に登録口座から引き落としを行います。引き落とし口座を登録していない場合、納付額を記載した納付書をお渡ししますので、期日までに納付してください。(所定の期日までに授業料を納付しなければ除籍となりますので、十分注意してください。)

3. 申請書類の提出について

(1) 指導教員又は学部長・学府長・研究科長による代理申請について

申請期間中に申請者本人が渡日できない等、やむを得ない事情がある場合に限り、指導教員（指導教員が決定していない場合は、学部長・学府長・研究科長）による代理申請を認めます。「4. 申請書類記入上の注意点」にしたがって、申請書の必要事項に記入してもらってください。

(2) 提出書類（各種共通）

- ① 令和8年度前期授業料免除等申請書（留学生用）
- ② アルバイト証明書（源泉徴収票または給与明細のどちらも提出できない場合に提出）
- ③ 奨学金受給確認書／奨学金受給証明書（大学院1年次用）
※ 奨学金受給証明書は、他大学からの進学者の場合に提出
- ④ 家賃、水道光熱費（水道、電気、ガス、電話）等の領収書の写し（2～3ヶ月分）
- ⑤ 預金通帳の写し（6ヶ月程度）
- ⑥ 兄弟姉妹等の在学状況及び授業料免除状況証明書（家族に就学者がいる場合に提出）

(3) 提出場所

所属	提出先	連絡先	メールアドレス
工学部	学生係	093-884-3051	koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp
情報工学部	学生係	0948-29-7524	jho-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp
生命体工学研究科	学生・留学生係	093-695-6007	sei-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

(4) その他の注意事項

1. 提出書類に不備・不足がある場合は、受理できませんので、余裕をもって提出してください。
2. 免除申請を行った者は、選考結果が通知されるまでの間、申請した入学料及び授業料の納付が猶予されますので、選考結果が通知されるまで納付しないでください。
3. 選考結果の通知後、提出書類に虚偽の申告があったと認められる場合は、決定を取消すことがあります。

(5) 個人情報の取扱いについて

入学料及び授業料に係る免除申請書及び提出書類により取得した情報は、各種選考のために利用するもので、その他の目的には利用しません。

4. 申請書類記入上の注意点

申請書類は、選考時の資料となるので、以下の注意事項を参照のうえ、申請基準日（前期：4月1日、後期10月1日）の状況（または予定）を正確に記入してください。

(1) 「様式一①」令和8年度前期授業料免除等申請書

「申請区分」欄

該当する項目（入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除）に☑をしてください。入学料免除を申請する者は、入学料徴収猶予も併せて申請してください。

授業料免除のみ申請する者は、授業料免除に☑をしてください。

「所属・氏名等」欄

1. あなたの氏名や学生の身分（学部・学府・研究科・学科・専攻・学年等）について記入してください。
2. 学生番号は、大学院新生で学内進学の方は、旧学生番号欄に学部時の学生番号を記入してください。

「申請理由」欄

各種申請を希望するに至った家庭事情や、その他説明を要することについて、申請者（学生自身）の立場で記入してください。

◎収入状況調書

「給付型奨学金」欄

給付型奨学金の「受給の有無」は、返還義務のない給付型奨学金を受給している場合は「□有」に☑をしてください。返還義務のある貸与型奨学金のみを受給している場合、又は、奨学金を全く受けていない場合は「□無」に☑をしてください。

※ 「有」の場合、受給・受給予定状況を記載してください。

給与収入欄及び給与外収入欄は、大学で記入しますので記入不要です。

◎一ヶ月の平均収入

必ず平均収入の合計と平均支出の合計が同じになるように記入してください。

(1) アルバイト

あなたの一ヶ月の収入（TA、RAを含む）を記入

（家族と一緒に生活している場合は、その家族を含む）

(2) 預金・送金・援助金

預金から生活費を補充している金額、本国からの送金額及び親戚などからの援助金額を記入

(3) 奨学金

給付型の奨学金を受給している場合に記入

(4) 児童手当・児童扶養手当等

受給している手当の金額を記入

(5) その他

上記以外の収入がある場合に記入

(6) 借入金・不足額

借入金がある場合及び、支出金額の合計が収入金額の合計より多い場合に差額を記入

(7) 合計

収入の合計を記入

◎一ヶ月の平均支出(家族の支出も含む)

※ 提出する領収書や通帳のコピーを参考に、月ごとの平均値を計算して記入してください。

※ 授業料(本学学生除く)は、本学以外の大学等に通っている家族がいる場合に、ご記入ください。

※ 余剰金は、収入金額の合計が支出金額の合計より多い場合に差額を記入してください。

「指導教員等」欄

申請期間中に申請者本人が渡日できない等、やむを得ない事情がある場合に限り、指導教員(指導教員が決定していない場合は、学部長・学府長・研究科長)による代理申請を認めます。申請者本人が申請できない理由について、代理申請をする方が具体的に記入し、署名、捺印してください。

なお、申請者渡日後は、申請者本人がその他必要事項を記入し、速やかに必要書類を提出してください。

◎大学記入欄

何も記入しないでください。

◎家庭状況調書

「本人・家族(就学者以外)・同居者」欄

1. 「本人」欄に記載いただき、①・②については、日本で一緒に生活している者がいる場合に記入してください。

2. 職業欄は、主婦、家事手伝い、無職等もその旨記入し、空欄にしないでください。
3. 在職期間は、現在の職業に就いてからの年数（1年未満は月数：〇ヶ月）を記入してください。
4. 給与収入欄及び給与外収入欄は、大学で記入しますので記入不要です。

「本人以外の就学者」欄

申請者本人を除く、小・中・高校・高専・大学（大学院を含む）・盲ろう・養護学校及び専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方を記入し、国公立の別及び通学別は、該当するものに☑をしてください。

記入した者のうち、国立学校に在学する者（申請者本人を除く高校生以上）は、昨年度の授業料免除の状況について該当するものに☑をしてください。

なお、昨年度の授業料免除の状況が「☐無」以外の場合は、正規授業料の年額を記入してください。

◎収入状況調書

1. 「本人及び家族（就学者以外）」欄に記入した方、全員の収入状況を記入してください。
2. 給与収入は、1年間の税込の収入金額を記入してください。
 - ※ 収入の合計を12で割ったもの（一ヶ月の収入）が「◎一ヶ月の平均収入（家族の収入も含む）」の収入と一致するようにしてください。
 - ※ 給与収入の区分に該当する項目がない場合は、（ ）に項目を記入し、収入金額を記入してください。
3. 記入する金額は、千円未満を切り捨てて記入してください。
4. 給与収入及び給与外収入の合計を各人分、記入してください。

(2) 「様式一②」アルバイト証明書（該当者のみ）

現在、アルバイトを行っている方は源泉徴収票または給与明細のコピーを提出してください。

なお、源泉徴収票または給与明細のどちらも提出できない場合には「アルバイト証明書」にアルバイト先からの証明を受けて、書類を提出してください。

(3) 「様式一③」奨学金受給確認書

昨年度（2025年4月～2026年3月）の給付型奨学金の受給状況及び今年度（2025年4月～2027年3月）の給付奨学金の受給予定を記入してください。

※ 入学料または授業料相当額が支給される奨学金（入学料または授業料に用途が限定された奨学金）に申請中で、奨学金の受給が決定した場合は速やかに免除担当窓口申し出るようにしてください。

日本学生支援機構奨学金等返済義務のある貸与型の奨学金を受けている場合は、記入しないでください。

(4)「様式―④」奨学金受給証明書(大学院1年次生用)

日本国内の他大学から本学に入学した方の書類です。出身大学にて証明を受けて、書類を提出してください。

(5)「様式―⑤」兄弟姉妹等の在学状況及び授業料免除状況証明書

本人以外の就学者欄に記載された就学者について、所属の学校にて証明を受けて、書類を提出してください。中学生以下は不要です。